



## 日本版 RoHS 指令 経産省

経済産業省は電気・電子製品に使う化学物質を管理する新制度作りを始めました。

1月25日、産業構造審議会内に検討グループが発足し、欧州連合(EU)が来年7月に実施する有害物質の使用規制「RoHS 指令」の「日本版」ともいえるルールを議論していきます。対象物質の「原則使用禁止」を掲げる欧州に対し、情報開示を軸にした透明性の高い制度にし、企業と連携して国際標準化にも挑みます。

EUのRoHS指令は鉛、六価クロムなど6物質の電気・電子機器への使用を原則禁止にする内容で、違反すれば出荷停止も予想されますが、鉛や六価クロムなどの用途によっては、他の素材への代替が難しい場合もあります。EUは技術的観点から禁止の例外用途を設ける予定です。EUと同様の化学物質規制は中国や米国の一部の州などで検討されており、国ごとに異なる例外を設けた規制が広がる可能性があります。

そのため、経産省も新ルール作りにあたっては、例外を前提にした規制よりも透明性のある制度が望ましい、との意向で、電気・電子製品に使用する物質について、情報開示を主とした管理をメーカーに義務付ける制度を検討しています。EUと同じ6物質を当面の対象にし、「使用禁止」ではなく、製品に使用の有無を示すマークを付けたり、含有量をホームページで開示する制度を検討しており、来年6月実施の方針です。

その先は、代替技術の実態や情報開示の内容をわかりやすく示すことにより「日本版 RoHS」が国際的な支持を得られるよう国際標準化を狙います。

資料:2005年1月26日付 日経産業新聞  
機器分析箇所 有賀久枝

## 印刷・接着工場の施設規模、基準 環境省

環境省のVOC排出抑制対策検討会化学製品製造小委員会は、化学製品製造に関わる乾燥施設の排出規制内容を取りまとめました。排出基準値を600ppmC、規制対象は乾燥のための送風機の能力が毎時3,000m<sup>3</sup>以上の施設に適用するとしています。また経過措置として施行から4年間の猶予期間を設ける方向で調整することにしました。

政府は、大気汚染防止法の一部を2004年5月に改正し、排出口における排出濃度規制と事業者による自主的取組みにより、2010年度をめどにVOC排出量を2000年比3割削減する目標を設定し、公布後2年以内に施行する予定です。

VOC排出抑制対策検討会化学製品製造小委員会は、中環審のVOC排出抑制専門委員会で他の施設類型と調整した後、今年度末をめどに中央環境審議会答申としてまとめていきます。

資料:2005年1月19日付 化学工業日報  
機器分析箇所 金子圭介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 浄化槽放流水に水質基準
2. 2003年度POPsモニタリング調査結果
3. 業種別CO<sub>2</sub>削減目標
4. 合流式下水道改善計画
5. 垂鉛排水規制本格審議 中環審
6. 農産物表示特別調査 農林水産省
7. 湖沼環境保全制度答申 中環審
8. 温泉表示方向性案答申 環境省
9. 土壌及底質に含まれるダイオキシン類の簡易測定法 環境省
10. 車内VOC低減へ自主取組み 自工会
11. 自動車排ガス規制案 中環審
12. VOC排出抑制制度 中環審
13. 排ガス中のVOC測定法 中環審



### 事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第20条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発